

獨協医学会

会 長 寺 野 彰 (獨協医科大学学長)

運 営 委 員 会 委 員

江口 光興*	小端 哲二**	秋山 一文	有阪 治	石光 俊彦
犬飼 敏彦	岩瀬 良範	上田 善彦	内田 幸介	大類 方巳
黒須 明	篠田 元扶	菅谷 仁	千種 雄一	中川 哲男
中元 隆明	野上 謙一	服部 良之	平田 幸一	本田 幹彦

*委員長 **副委員長

Dokkyo Journal of Medical Sciences 編集委員

平田 幸一*	内田 幸介**	石光 俊彦	犬飼 敏彦
上田 善彦	大類 方巳	黒須 明	菅谷 仁
千種 雄一	中川 哲男	中元 隆明	

*委員長 **副委員長

編集事務員

鯉沼 行子

編 集 後 記

2005年第1号をお届け致します。

本号には、法医学の一杉先生による「輸血拒否患者に対する医師の対応について」という総説が掲載されております。この表題を読みました時、ちょうど20年前の1985年獨協医学会雑誌(和文)第1巻第1号に掲載されました—エホバの証人の信者の手術に対する低血圧麻酔法の症例報告(拙著)—を思い出しました。

その頃医師になって4~5年目で、偶然輸血を拒否する患者さんの麻酔に2例続けて、関与することになったものでした。もともと浅学菲才にて臨床経験も少なく、外科の主治医はたまたま同級生でしたが(今は近隣で開業していますが)、二人でドタバタ・ドキドキとたいへんな思いをした記憶が残っています。その時、本人からは輸血謝絶書(信者の人はそう称しているようです)が提出され、家族からは輸血承諾書を提出してもらおうという相反する状況となりました。

この点を、医学会雑誌第1巻第2号(1986年)の寄稿にて、当時の法医学教室におられました宇都木先生に「矛盾した内容の約言を得て、もし輸血不可避となった場合はどうするつもりだったのだろうか」とご指摘を受けました。その頃

は全学的なコンセンサスは得られていませんでしたが、私自身は輸血するつもりでした。その結果患者さんの権利(その人の信条に基づいてなされた判断)を侵すことになり、法的制裁を受けてもなどと考えていました。しかし、輸血を受けた患者さんのその後の人生は、苦痛なものになってしまうということまでは考えが及ぶことがないままに。

現在臨床を離れて15~6年が経ち、再び同じ状況に立たされたならどうするか。十分に説明を受けた上で、自分自身に行われる医療行為の最終決定権は患者さん本人にあり、その結果については患者さん自身が責任を負うとすれば、結論としては輸血すべきでないとなるのでしょうか。ただ輸血拒否・承諾にかかわらず、術中輸血を行わざるを得ない状況とならないよう最大限の努力をすべきではあります。

今回の一杉先生の総説は「判断能力のある成人患者」についてですが、意識のない患者さんや信者の子供さんの場合、あるいは外科手術以外の内科的治療も含め、いろいろ問題があると思います。

会員の皆様はどうお考えでしょうか。

(内田幸介)

2005年3月20日印刷

第32巻 第1号

2005年3月25日発行

編集発行人

獨協医学会

寺 野 彰

発行所

獨協医学会

製 作

教 文 堂

〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林880番地

獨協医科大学

Tel (0282) 86-1111 (内線2009)

〒162-0804 東京都新宿区中里町27

Tel (03) 3260-6136